

世帯認定・実施責任 について

1

愛知県福祉局福祉部地域福祉課
生活保護グループ 永坂

世帯認定

2

～世帯認定とは～

相談者から聴取した事実や、調査により判明した事実などに基づき（事実の認定）、生計の同一性について判断すること（事実の評価）

【世帯認定が問題となる例】

3

- ・Xは、子2人と母Yと生活していた。
- ・Xと子2人は、同じ家屋で生活していたが、Yは公道を挟んだ向かいの家屋で生活している。
- ・電気代、ガス代は別々の請求がされているが、Xが支払っている。
- ・子2人については、既に就労しており収入があり。
- ・Yは少額の年金収入があるのみ。

⇒Xから、Yのみについて生活保護の適用ができないか相談

世帯認定

4

1 世帯単位の原則(法第10条)

○保護の要否及び程度を判断する場合の単位として世帯を原則とすることを規定しているもの。



各個人の経済生活は通常世帯を単位として営まれており、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯員のある特定の個人についてあらわれるものではなく、世帯全体に同じ程度においてあらわれるから。

○ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

いわゆる
「世帯分離」

2 世帯の認定

5

○「世帯」とは何か？

通常社会生活上の単位として、居住及び生計を共にしている者の集まり

○生活保護法に規定する「世帯単位の原則」における「世帯」とは何か？

生活保護制度では、保護は経済的援護を主体とするところから、主に『生計の同一性』に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさしている。



生計が同一であると評価されるかによって「世帯」を判断

2 世帯の認定

(1)「生計の同一性」の判断要素

ア 住居の同一性(同一居住)

○『同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。』【次官通知第1】

⇒同一居住の場合には、原則として生計も同一であると評価される。

○ 同一居住ではないが、同一生計として世帯認定することが適当な場合

【局長通知第1－1】

(1) 出かせぎしている場合

(2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合

(3) 夫婦又は親の未成熟な子(中学3年以下の子をいう。)に対する関係

(生活保持義務関係)にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合

(4) 行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を

仕送りしている場合

(5) 病気治療のため病院等に入院又は入所(介護老人保健施設への入所に

限る。)している場合

(6) 職業能力開発校等に入所している場合

(7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

(1)「生計の同一性」の判断要素

8

イ 居住者相互の関係(親族関係の有無、濃密性など)

ウ 消費物資の共同購入や消費の共同

エ 炊事の共同や家具什器の共同使用、家事の分担等

オ 戸籍・住民基本台帳の記載事実等

カ etc...

3 世帯分離

9

保護は、世帯を単位として行うのが原則。もっとも、法第10条ただし書きにおいて、「これにより難いときは、個人を単位として保護の要否及び程度を定めることができる」としている。

個人を単位として保護を実施することは、その個人を世帯から分離して取り扱うことにほかならないので、この措置を『世帯分離』と称している。



世帯分離は、世帯単位の原則を貫くと、かえって被保護者の自立を損なうと認められる場合などに、同一世帯であることを前提として、保護の要否や程度を決定する上では別世帯と同じように扱うという「擬制的措置」である。

実施要領に限定列举
【局長通知第1－2】

3 世帯分離

	収入のない者を分離し、分離したものを保護する場合	収入のある者を分離し、残りの世帯員を保護する場合	稼働能力を活用していない者を分離し、残りの世帯員を保護する場合
居住を同一にする場合	1. 自己に対し生活保持義務にある者がいない世帯に転入した要保護者 【局】第1-2-(2) ②. 常時の介護又は監視を要する寝たきり老人、重度の心身障害者等 【局】第1-2-(4)-ア,イ	①. 被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した保護を要しない者 【局】第1-2-(3) 2. 結婚、転職等のため1年以内に転出する者であって同一世帯員のいずれにも生活保持義務関係にない収入のあるもの 【局】第1-2-(7)	1. 稼働能力があるにも関わらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者 【局】第1-2-(1) 2. 大学等に就学する者 【局】第1-5
居住を異にする場合	①. 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者がいない者であって、6カ月以上入院を要する患者 【局】第1-2-(5)-ア ②. 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している者であって、すでに入院期間が1年をこえ、かつ、引き続き長期入院を要する者 【局】第1-2-(5)-イ ③. 【局】第1-2-(5)-ア又はイにより世帯分離された者で、感染症予防法第37条の2等の公費負担を受けて引き続き入院又はその更生を目的とする施設に入所している者 【局】第1-2-(5)-ウ ④. 【局】第1-2-(5)-イ又はウにより世帯分離された者で、退院又は退所後6カ月以内に再入院し、長期にわたり入院を要する者 【局】第1-2-(5)-エ ⑤. 救護施設等の入所者又は出身世帯員 【局】第1-2-(8)	①. 【局】第1-2-(5)-ア,イ又はエ以外の場合で6カ月以上入院している患者等の出身世帯員であって当該患者等と生活保持義務関係にない収入のある者 【局】第1-2-(6)	

※○印は世帯全体の要保護性の規定のある事項

3 世帯分離

○世帯分離の効果

世帯から分離されて保護を受けることがなくなった者は、最低限度の生活の枠内で生活するという制限を受けなくなる。

○留意点

- ・世帯の実情、低所得世帯との均衡等を考慮し機械的な取扱いにならないよう十分に留意すること。
- ・世帯分離がなされても扶養義務関係については、当然存続すること。
- ・実施要領には、特定の場合に世帯分離の措置が認められる旨が規定されているにすぎず、世帯分離の要件に該当する世帯については必ず世帯分離をしなければならないというものではない。

4 世帯分離の見直し

○世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものであり、少なくとも年1回は世帯分離の認否について再検討する必要がある。

検討した内容はケース記録等に残しておく

※世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し、世帯分離の趣旨等を十分に説明することが必要。

○世帯分離により入院・入所中の者のみを相当期間保護しており、次のいずれにも該当する場合は、別世帯とみなして差し支えない。
なお、別世帯とみなした場合も保護の実施機関は変わらない。

- 1 世帯分離後概ね5年以上入院・入所し、引き続き入院・入所を要すること。
- 2 出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。
- 3 世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

5 高校・大学等における就学と世帯認定

○高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校または各種学校における就学の場合



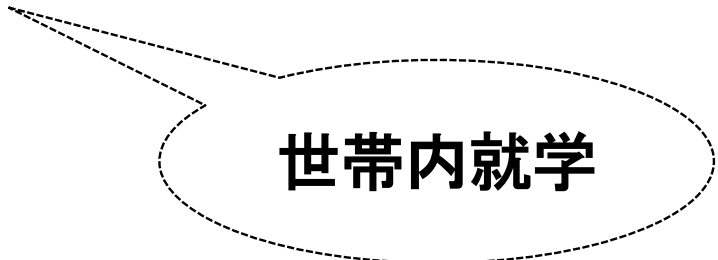
世帯の自立助長に効果的と認められる場合について、就学しながら保護を受けることができるものとして差し支えない。【局長通知第1－3】

○大学等における就学の場合



1 夜間大学(余暇活用の就学)【局長通知第1－4】

2 大学等(就学者を世帯分離可)【局長通知第1－5(1)～(3)】



世帯内就学

実施責任

14

～実施責任とは～

**保護の実施機関(生活保護の決定及び実施をする機関)の
要保護者に対する保護の決定実施の責任**

[実施責任を明確にしておく理由]

- ①国民が要保護状態に陥った場合に、速やかに保護を受けられる
ことを保障するため。**
- ②費用の負担関係を明確にし、実施機関の円滑な事務の遂行を
確保するため。**

1 実施責任の類型

保護の種類	事 項	実施責任の所在	参照条文等
居住地保護	福祉事務所の管轄区域内に居住地を有する要保護者に対する保護	・居住地の福祉事務所 ・入院前の居住地の福祉事務所	法第19条第1項第1号 【局】第2-1-(2) 【局】第2-8
現在地保護	居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、福祉事務所管轄区域内に現在地を有する者に対する保護 ※ただし、入院と同時、又は入院後3ヶ月以内に入院を原因として居住地を失った者に対する現在地保護の実施責任は異なる。	現在地の福祉事務所 ※入院前の居住地を所管する福祉事務所	法第19条第1項第2号 【局】第2-1 【局】第2-1-(1) ※【局】第2-1-(3)
急迫保護	他管内に居住地があることが明らかであっても、要保護者が急迫した状況にあるとき、その急迫した事由が止むまでの保護	現在地の福祉事務所	法第19条第2項
施設入所保護等の特例	他管内の救護施設・更生施設に要保護者を入所若しくは入所委託した場合、介護老人福祉施設に委託した場合など	入所若しくは入所委託前の居住地又は現在地を所管する福祉事務所	法第19条第3項 法第84条の3 【局】第2-4 【局】第2-6 【局】第2-9 【局】第2-10

2 居住地及び現在地の認定

(1) 居住地の認定

16

「居住地」とは...

要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。【次官通知第2】

要保護者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。



「居住地」があるといえるのか、「居住地」を喪失したとされるのかは、
事実認定に基づく評価の問題になる

2 居住地及び現在地の認定

(1) 居住地の認定

17

・入所している者の居住地の認定については次のとおり。

①施設が入所者の「生活の場所」となる場合は、当該施設が居住地となる。

※ ただし、生活扶助を目的とする救護施設・更生施設、介護扶助を目的とする軽費老人ホーム・有料老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設などは、その施設が居住地となるが、法第19条第3項の規定により、実施責任は入所又は委託前の居住地又は現在地で判断。

②特定の便宜のために施設を利用しており、一定期限の到来とともに従前の場所へ復帰していく性格の施設については、その施設は居住地ではなく、出身世帯の居住地を当該施設利用者の居住地として認定する。

2 居住地及び現在地の認定

18

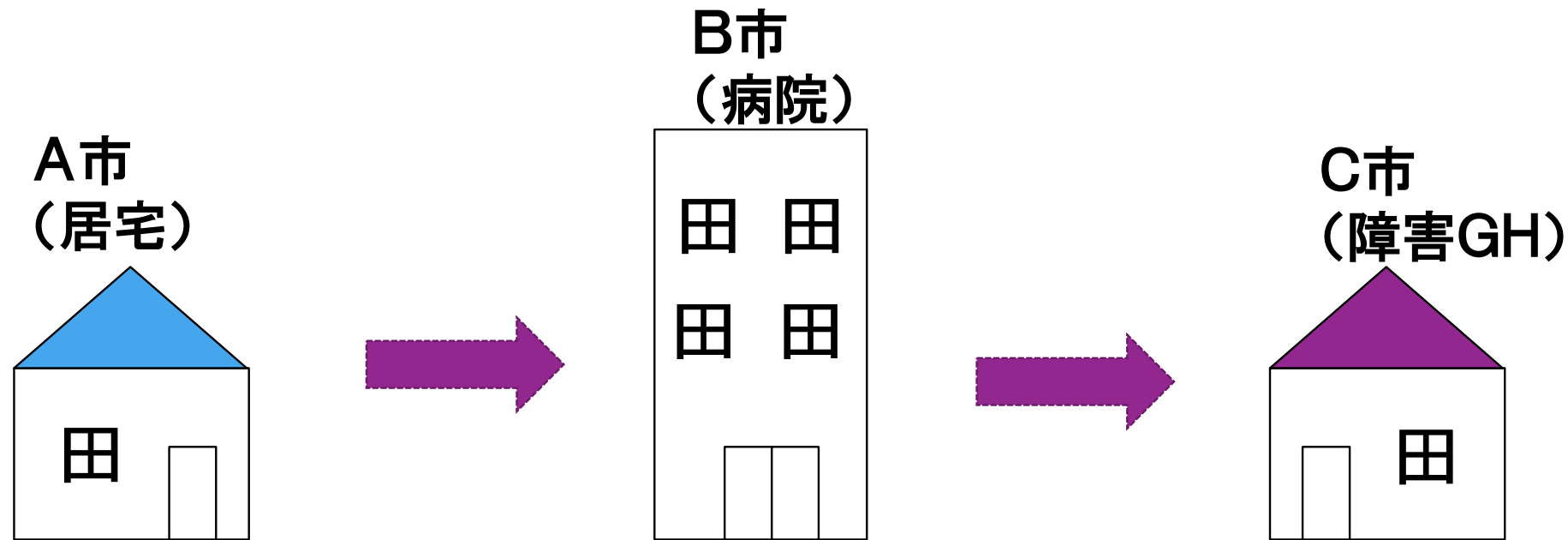
(2)「現在地」の認定

「現在地」とは...

居住地がないか明らかでない要保護者が保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所をいい、例外的に急病により保護を受けていなかったものが入院し、保護申請が行われたときは発病地とされる。

【局長通知第2-1-(1)】

Q. 以下のケースの実施責任はどの市になるでしょうか？



※障害者総合支援法に基づく障害GHへ入所した場合には、法第84条の3の適用により、入所前の「居住地」又は「現在地」が保護の実施責任を負う。

3 実施責任と費用負担の関係について（法第73条、法第75条）

20

(1) 居住地保護 → 国:3/4
県又は市:1/4

(2) 現在地保護 → 国:3/4
(法第73条第1号) 県:1/4(指定都市及び中核市を除く。)

※ 実施要領に規定するところのうち、「居住地保護の例による」と「現在地保護の例による」の意味の違いは、保護に要する費用について法第73条第1号の規定が適用されるか否かの違い。「現在地保護の例による」場合は、市町村が実施機関の場合、支弁した費用の全体が都道府県及び国の負担となるものである。

4 その他

(1)外国人に対する生活保護の適用について

外国人は法第1条及び法第2条にある「日本国民」ではないため、法の適用対象とはならず、法による保護は受けられない。もっとも、昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知(※1)により、当分の間法による保護等に準ずる 取扱い(措置)をすることとされている。

外国人に係る保護の実施責任は、出入国管理及び難民認定法に基づく「在留カード」又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく「特別永住者証明書」に記載された住居地を基準として定めることとされている。

(※1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(手帳P.757)

4 その他

(2) 繰替支弁(法第72条第2号)

実施責任がないと判断された場合あるいは実施責任に争いがある場合でも申請者が要保護状態にあるときは、「居住地がないか、又は明らかでない」者とみなし、要保護者の現在地を所管する実施機関がとりあえず保護するものとする。



実施責任の所在が明らかになったときは、以後はその実施機関が保護を行うが、それまでに要した保護費等の支弁及び負担については、本来の実施責任を負う公共団体に対し求償することとなる。

(3) 地域生活定着支援センターにより調整された帰住地

刑務所出所後、福祉的な支援が必要になる者については、刑務所出所前に関係者が出所後の帰住地を調整する制度ができている。この帰住地を調整するのが地域定着支援センター(本県ではNPO法人くらし応援ネットワーク)である。

4 その他

(3)地域生活定着支援センターにより調整された帰住地

地域生活定着支援センターにより帰住地が調整された場合は、その地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うこととなる。

高齢又は障害を有するため、矯正施設から退所した際、福祉的な支援が必要になる者については、司法と福祉が協働して、矯正施設入所中から退所後ただちに福祉サービス等（社会福祉施設入所等）につなげるための準備を行う制度ができている。この社会復帰支援を保護観察所と協働して進めるのが各都道府県に整備することとされている地域定着支援センター（本県ではNPO法人くらし応援ネットワーク）。

地域定着支援センターが帰住地調整をした場合、入所前の居住地又は現在地によって実施責任が定められる施設等であっても、帰住予定地において現在地保護を行うこととなる。